一般社団法人　岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ環境保全

● 発行 ●
令和3年
4月15日

VOL. 126

【特集】
◆（一社）岐阜県産業環境保全協会
令和3年度事業計画書

【行政ニュース】
◆徹底的に確認してください
「PCB含有電気機器及びPCB使用照明器具の処理期限がすぐそこまで迫っています!!」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課

◆「岐阜市役所の組織改変及び新庁舎への移転について」
岐阜市環境部

【労働安全衛生】
◆「令和3年度労働災害防止計画」
（一社）岐阜県産業環境保全協会

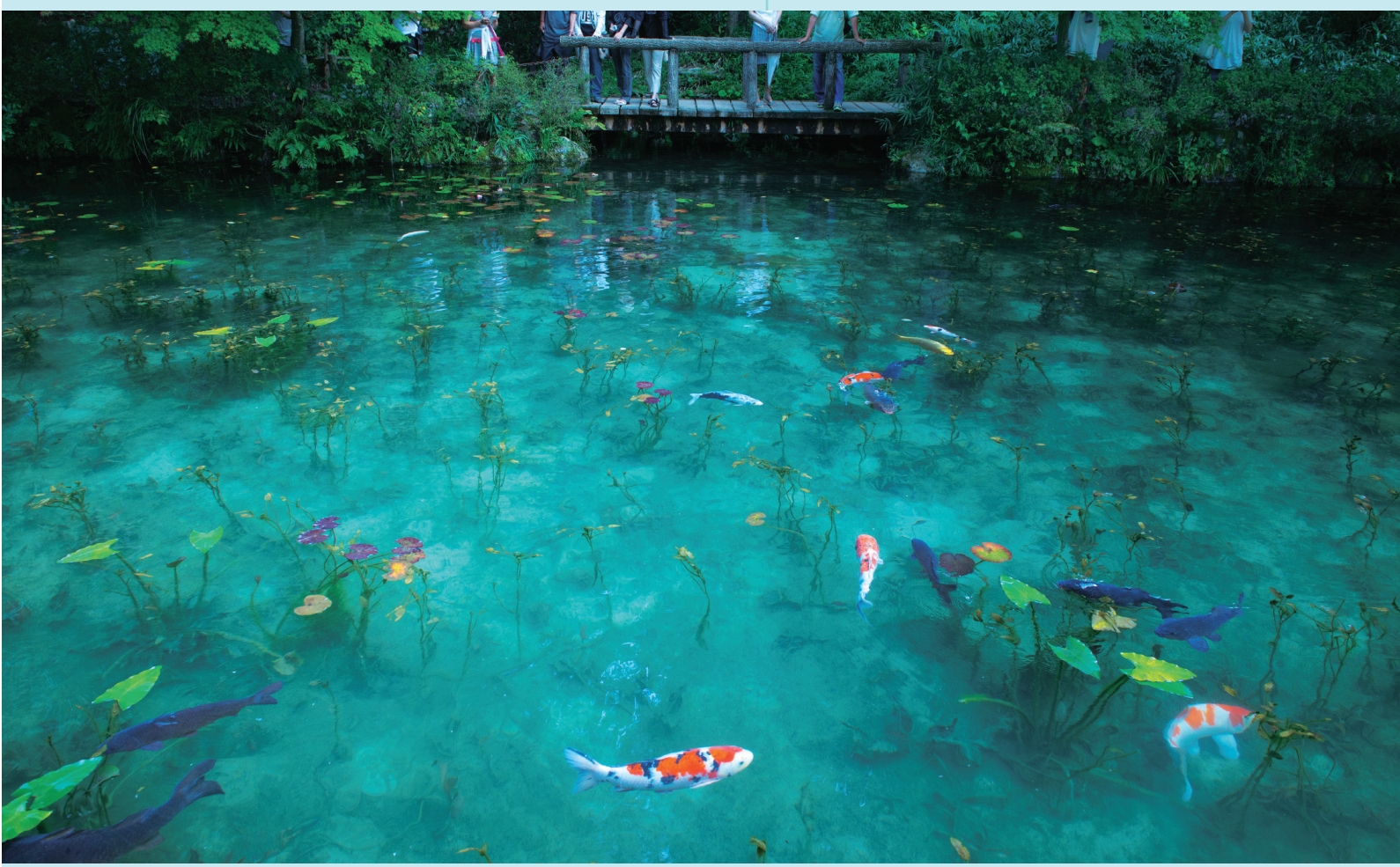

名もなき池「通称 モネの池」【関市】

関市板取の根道神社境内にあるこの池は、非常に透明度が高く、スイレンとともに鯉が泳ぐ様は、
フランスの画家クロード・モネが書いた「睡蓮」に似ていることから、「モネの池」と呼ばれ、関市の人気スポットとなっています。

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県　濃度第18号）

業務内容　廃棄物・水質・土壌・悪臭等の分析を行っています

産業廃棄物	水　質	土　壌	肥　料	悪　臭	放射線量
● 溶出試験 ● 水銀含有試験	● 地下水 ● 河川水 ● 工場排水 ● 廃棄物処理施設処理排水 ● 浄化槽放流水	● 建設発生土 ● 農用地土壌 ● 底質	● 普通肥料 ● 特殊肥料 ● 肥料原料	● 特定悪臭物質 ● 臭気指数（濃度）	● 空間線量率

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業　**優良産廃処理業者認定取得**

（処　分　業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・鉱さい　・がれき類　・ばいじん　・廃油（タールピッチ）　・13号廃棄物

（収集運搬業）・燃え殻　・汚泥　・廃プラスチック類　・金属くず　・動植物性残さ　・木くず
・紙くず　・繊維くず　・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず　・ゴムくず
・鉱さい　・がれき類　・ばいじん　・廃油　・廃酸　・廃アルカリ　・13号廃棄物

特別管理産業廃棄物処理業　**優良産廃処理業者認定取得**

（処　分　業）・特定有害廃石綿等

（収集運搬業）・特定有害廃石綿等　・引火性廃油　・腐食性廃酸　・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物　・特定有害廃油　・特定有害廃酸　・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻　・特定有害汚泥　・特定有害ばいじん
※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建　設　業

骨　材　販　売

私たちは、地域と地球の環境に配慮した事業者です
エコアクション21
®環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ
産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214　岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL.（0574）62-2121（代）　FAX.（0574）62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

目　次

特　集　(一社)岐阜県産業環境保全協会令和3年度事業計画書　2

行政ニュース　徹底的に確認してください　「PCB含有電気機器及びPCB使用照明器具の処理期限がすぐそこまで迫っています!!」
岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 4

岐阜市役所の組織改変及び新庁舎への移転について
岐阜市環境部 … 12

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～
「野生鳥獣の感染症とその対策」　岐阜県揖斐県事務所環境課 … 14

シリーズ　わがまちの環境保全と対策
「資源を無駄なく使う持続可能なまち」を目指して
関市長　尾　関　健　治　…… 16

労働安全衛生　「岐阜県産業環境保全協会における令和3年度労働災害防止計画」　(一社)岐阜県産業環境保全協会 …… 17

協会だより　<(一社)岐阜県産業環境保全協会>
理事会の開催…… 21
総務委員会の活動…… 21
研修指導委員会の活動…… 22
<(公社)全国産業資源循環連合会>
令和2年度第2回全国正会員事務局責任者会議(Web会議) …… 23
<中部地域協議会>
令和2年度第3回専務理事会議(Web会議) …… 23
令和2年度第2回全体会議(Web会議) …… 23
<その他>
感謝状の贈呈…… 24
<新規加入会員の紹介>…… 24
<会員数の状況>…… 24

お知らせ　岐阜県、岐阜市の人事異動(関係分) …… 25
2021年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規・更新)」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」試験日程について 26
電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況 …… 27
産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について …… 28
産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書…… 29
保全協Newsについて …… 30
事務局からのお願い …… 30
協会報への広告掲載募集…… 31

編集後記　藤沢　茂 …… 32

表紙写真　名もなき池「通称　モネの池」(関市) ……フォト　関市提供

令和３年度　事業計画書

令和３年度において取り組むべき主たる事業を次のとおり定め、社会情勢の変化に対応しつつ、次の事業を推進していきます。

実施事業

１　啓発普及事業

⑴　情報化社会に対応するため、ホームページのリニューアルを行い情報の提供、収集の迅速化を図るなど、情報化事業に積極的に取り組みます。

⑵　産業廃棄物処理に関する正しい認識と理解を県民の方に深めてもらうために、環境フェア等での啓発、新聞広告等媒体をとおして啓発を行います。

⑶　産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関する会員の相談に幅広く応じ、必要な情報等を提供します。また、排出事業者や一般県民からの相談に応じ積極的に会員業務の紹介を行います。

⑷　協会報「ぎふ環境保全」(年４回)を発行し、会員及び関係者に情報提供を行います。

⑸　「協会要覧」(会員名簿)を年１回発行し、会員の事業の周知を行います。

⑹　県内の豊かな自然をテーマとした「オリジナル協会カレンダー」を作成、配布することによって適正処理の大切さを周知します。

２　産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及事業

⑴　産業廃棄物の適正処理を推進するのに不可欠な産業廃棄物管理票(マニフェスト)の普及を図るため、公益社団法人全国産業資源循環連合会等が発行する産業廃棄物管理票(マニフェスト)を利用者に頒布します。

⑵　国、岐阜県、岐阜市及び公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター等と連携しつつ、電子マニフェストの普及促進に努めます。

３　特定寄付

⑴　新型コロナウイルス感染対策を推し進めてもらうため、状況に応じて岐阜県に寄付を行います。

共益事業

１　組織強化事業

⑴　健全な産業廃棄物処理業界の発展を目指し、引き続き会員の加入促進に努めます。

⑵　優良会員等の表彰を行い、その功績を顕彰するほか、国、岐阜県及び公益社団法人全国産業資源循環連合会等の表彰に際し、優良会員等を推薦します。

⑶　産業廃棄物対策基金の適正な運営管理を行います。

⑷　会員の許可期限及び更新手続きの案内を通知し、事務手続きを支援します。
⑸　協会活動の健全な発展を図るため、協会の次世代を担う若者で構成する青年部会活動を支援します。

２　調査及び研修事業

⑴　産業廃棄物処理に関する研修会等を開催するとともに、産業廃棄物処理施設等の視察または関係団体との意見交換会の機会を設け、会員の知識、技術の向上を図ります。
⑵　産業廃棄物処理業の経営の改善、労働安全衛生の促進、不適正処理の防止、事業優良化の促進を図るため、研修会、講習会を開催します。
　また、国及び岐阜県などの行う優良産廃処理業者認定制度等の情報を積極的に提供し、合わせて優良認定の取得、優良認定業者紹介のために協会のホームページを活用して「事業情報の公表」を行います。
⑶　公益社団法人全国産業資源循環連合会をはじめとする関係団体が実施する産業廃棄物の適正処理、再生利用、環境保全等に関する調査研究等へ積極的に参加するように努めます。
⑷　産業廃棄物に関する情報や関係法令の改正等に係る資料を、「保全協News」、協会ホームページ等を通じて、随時会員に提供します。
⑸　会員に産業廃棄物処理等に関する図書の紹介、各種資料の提供を積極的に行います。

３　適正処理支援事業

⑴　産業廃棄物処理関係の会議等へ積極的に参加し、会員の要請に応じて産業廃棄物の適正処理や再生利用に関する技術情報の提供等に努めます。
⑵　産業廃棄物の適正処理、再生利用等を一層推進するため、見本となる会員企業の産業廃棄物処理施設の視察を行います。

４　協力交流事業

⑴　公益社団法人全国産業資源循環連合会・中部地域協議会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、一般財団法人日本環境衛生センター等との交流を図り、情報の共有や相互支援の確立に努めます。
⑵　産業廃棄物関係団体が行う産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会、研修会の実施に協力します。
⑶　産業廃棄物行政に係る改善の要望、産業廃棄物の適正処理や資源循環に関する官民の協力関係の強化に努め、岐阜県と岐阜市と協会との懇談会を開催します。
⑷　市町村の災害廃棄物処理等復旧活動に協力します。
⑸「公共工事の請負に関する経営事項審査に伴う防災協定に関する証明書」を発行します。
⑹　災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、災害時の廃棄物対策に関する広域連携(県域を越えた連携)について検討する大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会へ参加します。

会員や取引先の皆さまへ

徹底的に確認してください

PCB含有電気機器及びPCB使用照明器具の処理期限がすぐそこまで迫っています！！

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

PCBを含有する廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、法で定める期限までに適正な処理が完了するように訪問や郵送による調査・指導等を行ってきました。高濃度PCB廃棄物は、下記の期間までに処理し、処分する場合にはJESCOへの事前登録が必要です。

濃度区分	種類	処分期間	処理施設
高濃度	**安定器**、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、その他の汚染物	**処分期間終了**	**JESCO 北九州**
	変圧器、**コンデンサー**、廃油、保管容器が廃棄物となったもの	**令和４年（2022年）３月31日まで**	JESCO 豊田

※**非自家用電気工作物であるX線発生装置（レントゲン機器）、溶接機及び昇降機（エレベーター、エスカレーター）制御盤、試薬**においても、高濃度PCBを含むコンデンサー及び絶縁油が発見される事例があります。

※低濃度PCB廃棄物は無害化処理施設で令和９年３月31日までに処理してください。

○保管・所有の再確認及びチラシの活用のお願い

昨年度までPCB廃棄物の掘り起こし調査を実施し、実際に保管・所有が確認された事例がありました。PCB廃棄物については、法律に基づく処理期限があり、特に高濃度PCB廃棄物は、この期限を過ぎると、処理施設が閉鎖され処理することができなくなってしまいます。

他自治体では、処理期限経過後に新たなPCB廃棄物が発見される事例が報告されておりますので、PCBを含有する製品や廃棄物がないか再確認をお願いします。

また、啓発資材として、環境省からの資料「掘り起こし調査等における高濃度PCB廃棄物・機器の発見事例」や岐阜県で作成した「啓発チラシ」等がありますので、取引先等への再確認等の呼びかけにご協力をお願いするとともに、取引先等からPCB廃棄物について相談や質問があった場合は、下記連絡先まで速やかに連絡するよう御案内いただければ幸いです。

★高濃度PCBの処理に関し、令和２年10月から処理費用の助成制度が拡大され、高濃度PCB廃棄物の収集運搬費用も助成対象となりました。

岐阜県

あなたの会社にPCB廃棄物は残っていませんか?

古い変圧器やコンデンサー、照明器具の安定器などには、
有害なPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだものがあります。
PCBを含む廃棄物やPCBが使用された製品は、
期限内の処分が義務付けられています。
あなたの会社にPCB廃棄物等が残っていないか、
今一度、ご確認をお願いします。

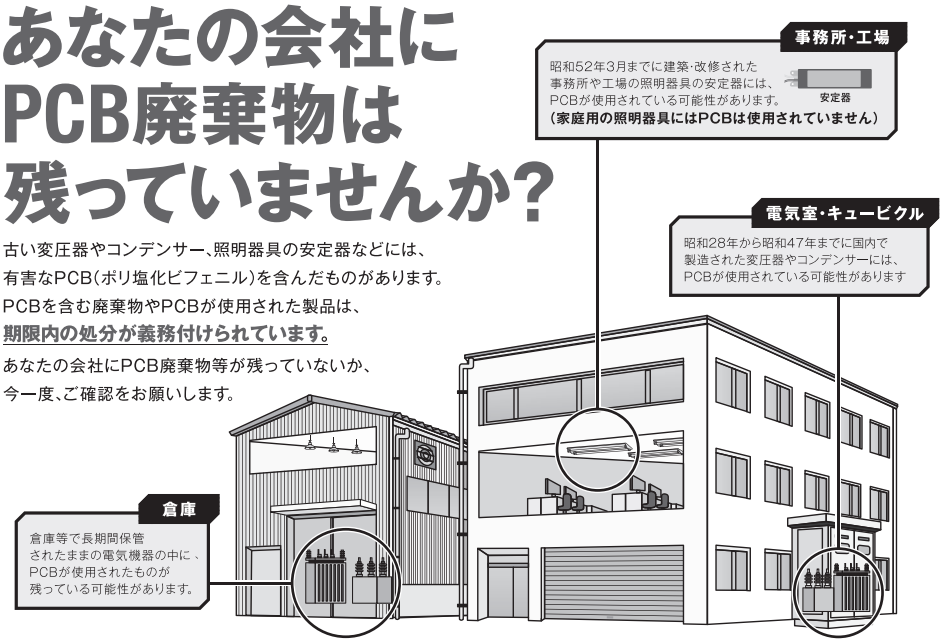

期限内に処分をしなければなりません。

PCB廃棄物等は法令で期限内の処分が義務付けられています。

岐阜県の高濃度PCB廃棄物の処分期間

変圧器・コンデンサー等　**令和4年3月31日まで**

安定器・汚染物等　**処分期間終了**
発見した場合は、速やかに下記「相談窓口」へ連絡

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和9年3月31日まで

費用の軽減制度もあります。

中小企業等　PCB処理費用の　**70%軽減**
※個人の場合、処理費用の95%軽減

中小企業等　LED照明への交換費用　**33%軽減**
※照明器具のPCB含有有無の調査費用は10%補助

岐阜県の相談窓口
058-272-8217

詳しくは
PCB　検索

掘り起こし調査等における
高濃度PCB廃棄物等の発見事例

令和3年3月
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

高濃度PCB廃棄物等が発見された主な事例

～　高濃度PCB廃棄物等が発見された主な事例　～

主な事例	掲載数
1．JESCO未登録台帳を活用して発見した事例	4
2．見つけにくい場所で発見された事例（変圧器・コンデンサー）	3
3．掘り起こし調査対象以外の機器が発見された事例	2
4．病院にて発見された事例	3
5．建物解体にて発見された事例	2
6．高所で発見された事例（変圧器・コンデンサー）	2
7．見つけにくい場所で発見された事例（安定器）	5

※令和元年12月自治体アンケート、令和2年6月自治体アンケート、PCB廃棄物等掘り起こし事例集（第3版）より抽出

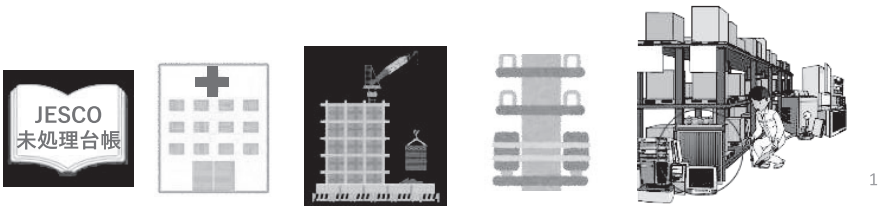

1　JESCO未登録台帳を活用して発見した事例　①

No.	発見経緯	写真
1	**自家用電気工作物設置者リストに記載はなかったが，JESCO未登録台帳に記載があったため**，調査を行った。建物の登記情報を取得した結果，当該建物の所有権は，JESCO未登録台帳の所有者から別法人へ移転していることが判明した。当該別法人の法人登記情報を取得した結果，既に解散していたが，監査役と接触することができ，当該建物への立入について了解を得た上で，職員が立入を行った結果，高濃度PCB含有**コンデンサー**が設置されていることを確認した。	
2	事業場跡地を解体する際に、**廃止後に放置されたキュービクル内に、PCB疑いのコンデンサー、変圧器等を発見した**旨の連絡あり。現地調査を行ったところ、高濃度PCB該当のコンデンサー1台のほか、濃度測定により、低濃度PCB該当のコンデンサー1台を確認した。該事業場で発見された高濃度コンデンサーは、掘り起こし調査の対象ではないが、**JESCO未登録台帳に記載されていた事業場**であり、建物の管理人（元従業員）は、PCB廃棄物があるとの認識は持っていなかった。	

1　JESCO未登録台帳を活用して発見した事例　②

No.	発見経緯	写真
3	JESCO未登録台帳を基に現地調査を行ったところ、物流倉庫にてコンデンサー2台が保管されているのを発見した。その場所は以前、生コン工場であり、倒産により**工場は解体されたが、キュービクルは残存し、内部にコンデンサーが保管されたまま、物流会社が引き継いだ**ものであった。	
4	**自家用電気工作物の掘り起し調査において、「高濃度PCB」の保有なしと回答していたが、JESCO未登録台帳に旧工場の記載があった**ため、架電して確認すると「移転の際に電気機器は全て処分した」と回答を得た。念のため、旧工場の電気室を確認するよう指示した。 後日、事業者から「**旧工場の電気室内に未処理の電気機器が残っていた**」と連絡があったため、立入検査を実施したところ、未処理の高濃度PCB電気機器を発見した。	

●留意点●
自家用電気工作物設置者リストを使用した掘り起こし調査にて対象外の事業所、回答が得られた事業所であってもJESCO未登録台帳に記載されている事業者については、注意して調査を行う。

2　見つけにくい場所で発見された事例（変圧器・コンデンサー）

No.	発見経緯	写真
1	**昼でも薄暗い場所に置かれたステンレス製の箱内**にて、高濃度PCB含有**コンデンサー**が発見された。本工場は以前の訪問調査にてPCB含有機器「なし」と回答があったが、従業員が工場内を整理している最中に発見した。	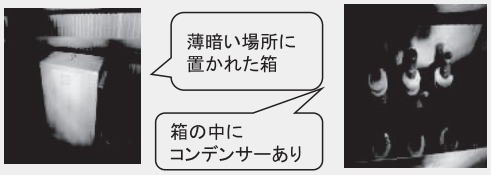
2	微量汚染疑いの変圧器を所有している事業所へ現地調査を行った。電気保安法人担当者への聞き取り調査ではPCB含有機器は「ない」との回答であったが、念のため**電機室内の壁面に立て掛けられた資材を撤去すると、高濃度コンデンサーを1台発見**した。	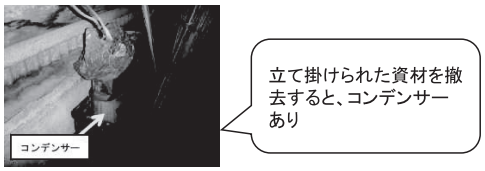
3	掘り起こし調査の結果、高濃度の コンデンサー12 台を保管、1 台を使用中との回答があったため現地調査を行ったところ、**使用中機器の隙間に高濃度のコンデンサーが保管されていた** 。この他、廃棄物となった微量疑いの変圧器・開閉器・遮断器が電気室の空きスペースに乱雑に放置されており、高濃度のコンデンサーとともに別の場所に整理して保管するよう指導した。	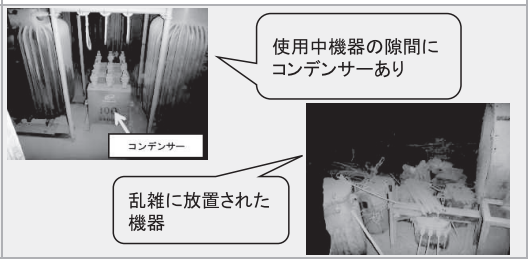

●留意点●
　掘り起こし調査では保管事業者・電気主任技術者に隅々まで確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隅々まで見て回ることが重要。

3　掘り起こし調査対象以外の機器が発見された事例

No.	発見経緯	写真
1	アパレル製造工場にて変圧器・コンデンサーの現場調査を行ったところ、**壁面の配電盤に低圧進相コンデンサー**が設置されているのを発見した。コンデンサーメーカーに問い合わせをしたところ、高濃度PCB含有であることが分かった。	
2	変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査対象事業場に立ち入り調査を行った際、**高効率交流アーク溶接機**が発見された。内部を確認したところ、高濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されていた。	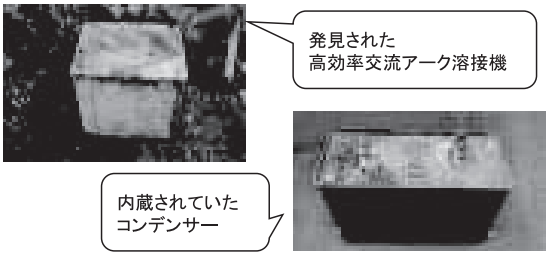

●留意点●
　変圧器・コンデンサーの現場調査にて非自家用電気工作物が発見される場合がある。高圧受電設備以外へも注意を払って調査することが望ましい。

4　病院にて発見された事例

No.	発見経緯	写真や図
1	廃業予定の接骨院より、廃棄物の処分方法について相談があった為、現地を訪問したところ、**診療所の奥**に**高濃度PCB含有コンデンサーが内蔵されたレントゲン電源装置**を発見した。分析の結果レントゲン電源装置内の油は、低濃度PCB廃棄物であった。	レントゲン電源装置内のイメージ図 低濃度PCB油の中に高濃度PCBコンデンサーが浸漬されていた 低濃度PCB油 高濃度PCBコンデンサー 高濃度PCBコンデンサー
2	**閉院予定の動物病院**からの問い合わせにより、現地調査を行ったところ、**エックス線機器に付属されている変圧器**が高濃度PCB含有であることが発覚した。	 閉院予定の動物病院から発見されたエックス線装置
3	**閉院している動物病院**にて、残置されていた**レントゲン装置**を処分しようとしたところ、高濃度PCB含有コンデンサーが使用されていることが分かった。	

●留意点●
閉院している（または予定）病院や動物病院、接骨院などにも注意が必要。

5　建物解体にて発見された事例

No.	発見経緯	写真
1	**倉庫を解体していた建設業者**が高濃度PCB含有**コンデンサー**を発見した。建設業者が自治体へ問い合わせた事により発覚した。	 解体中の倉庫からコンデンサーを発見した
2	解体工事にあたっては、自治体職員が必ず現場パトロールを実施しているが、その**解体現場パトロール中**に**ビニール袋に入った安定器**を発見した。	 解体工事現場をパトロール ビニール袋に入った安定器を発見した

●留意点●
解体を行う予定の建物で発見される場合があるため注意が必要。

6　高所にて発見された事例

No.	発見経緯	写真
1	廃工場の現地調査を行ったところ、**高圧受電設備が高所に設置**されているのを発見した。コンデンサーを下に降ろすよう工事業者へ依頼し、銘板を確認したところ、高濃度PCB含有コンデンサーであることが判明した。	 高所に設置された高圧受電設備 下に降ろしたコンデンサー
2	職員が道路を通行中、道路沿いの古い工場で**高圧受電設備が高所にて残置**されていることを確認したため、現在当該工場の事務所で事業活動を行っている会社の関係者の了承の 下 、銘板情報を確認したところ、高濃度 PCB 廃棄物（ コンデンサー ）1 台 が残置されて いることが判明した。	高所にて残置されていたコンデンサー 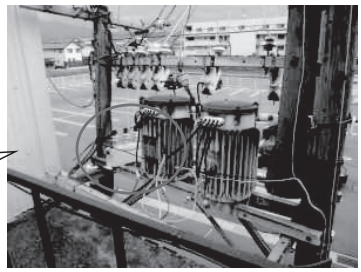

●留意点●
高圧受電設備が高所に設置されている場合がある。

7　見つけにくい場所で発見された事例（安定器）①

No.	発見経緯	写真
1	自治体職員がコンデンサーの現地調査をしていたところ、**倉庫内の天井角部に古い安定器が設置**されているのを発見した。銘板を確認した結果、PCB使用安定器であることが判明した。	 安定器が発見された倉庫入口 天井角部に古い安定器を発見
2	昭和38年竣工の建物について、現地調査を行ったところ、**人の出入りが少ない機械室の蛍光灯器具**にPCB使用安定器が設置されているのを発見した。	 機械室の蛍光灯 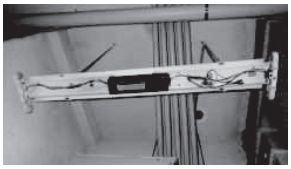 発見された安定器
3	昭和40年設置の**アーケードの修繕工事を実施中、天井近くの骨組みに水銀灯安定器が設置されている**のを発見した。銘板は読めないが、設置時期からPCBとみなして処分することになった。該当商店街は掘り起こし調査対象場所であり、平成29年にLEDに取り替えたため「保有なし」との回答が得られていた。	

7　見つけにくい場所で発見された事例（安定器）②

No.	発見経緯	写真
4	昭和40年代前半に建設された宗教施設の現地調査を行ったところ、**資材置き場等に利用されている小部屋**の蛍光灯器具に安定器が設置されているのを発見した。高力率型であったことから、PCB使用安定器として取り扱った。	資材置き場の蛍光灯　 発見された安定器
5	エレベーターリニューアル工事のため、**エレベーター機械室**で作業をしていたところ、そこに**設置されている照明器具にPCB使用安定器が使われている**ことが発覚した。掘り起こし調査対象事業所であり、管理者からは「保有なし」との回答が得られていた。	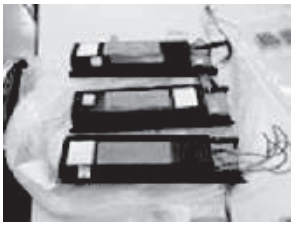 発見された安定器

●留意点●

・掘り起こし調査では保管事業者に隅々まで確認していただくこと、立入調査では自治体職員が隅々まで見て回ることが重要。
・水銀灯安定器については、照明器具と離れた場所に設置され、残置されるケースもある。
・ショーケース内の照明器具にも注意が必要。

岐阜市役所の組織改変及び新庁舎への移転について

岐阜市環境部

日頃から貴協会におかれましては、本市の環境行政にご理解とご協力をいただいていることに厚くお礼申し上げます。

令和３年４月１日に岐阜市の組織改変が行われ、環境部においては旧「環境事業課」及び「環境保全課」が以下のとおり再編されました。

環境部においては以下の部署以外、再編は行われておりません。また、担当業務についても大きな変更はございませんが、ご不明な点等がありましたら各担当課にお問い合わせください。

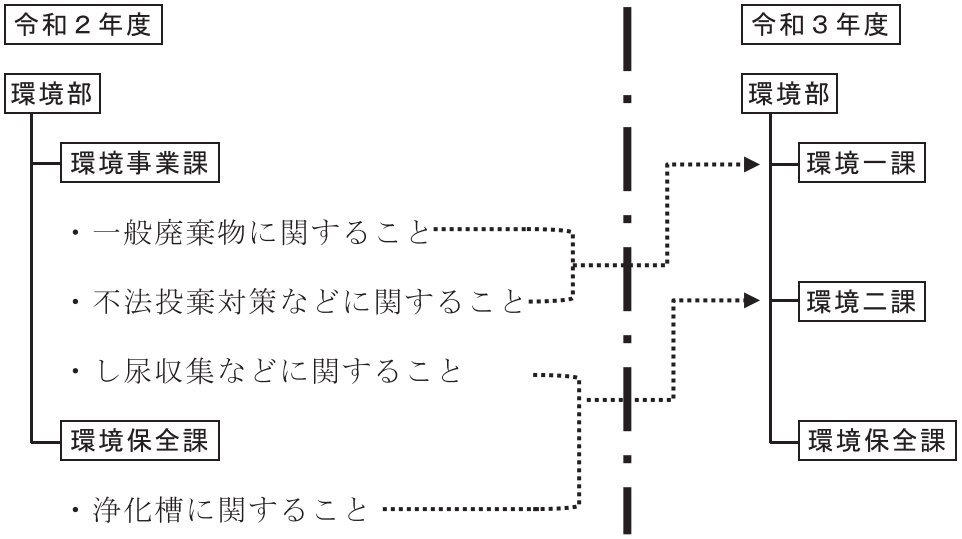

この度、岐阜市役所の新たな庁舎が完成しました。今後は、下表のとおり各部署が移転を予定しております。

課名	新庁舎での業務開始予定日	備考
産業廃棄物指導課 環境一課 環境二課 環境保全課 低炭素・資源循環課	令和３年４月26日（月）	環境部　14階 配置図は次ページの14階 平面図を参照してください。
環境政策課 環境施設課	令和３年４月30日（金）	
全部署　移転完了	令和３年５月24日（月）	令和３年４月19日（月）から 順次、業務開始

新庁舎の各フロアーについて

階	主な部署、施設など
18F	教育委員会
17F	まちづくり推進部、展望スペース
16F	基盤整備部
15F	都市建設部、展望スペース
14F	**環境部**
13F	経済部、市民協働推進部
12F	—
11F	行政部(契約課)
10F	ぎふ魅力づくり推進部
9F	市民生活部、企画部など
8F	—
7F	—
6F	都市防災部
5F	市長公室
4F	市議会関連　みどりの丘
3F	財政部(税関連)
2F	子ども未来部、福祉部、レストラン
1F	市民課、福祉部、市民交流スペース、エントランスモール、売店

住所　岐阜市司町40番地１
電話　代表(058-265-4141)及び各課への直通電話番号の変更はありません

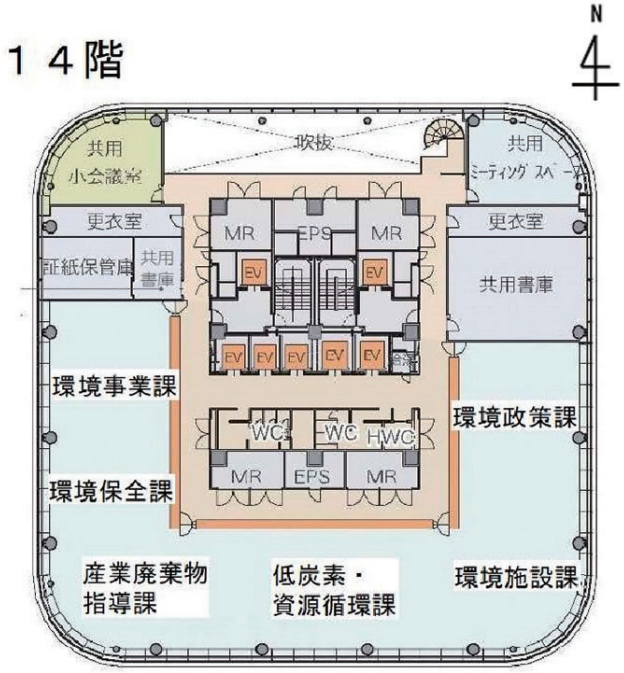

各種申請や届出、ご相談等がありましたら、移転後は上記住所までご提出やご来庁していただきますようお願いします。

また、ご不明な点等がありましたら各担当部署にお問い合わせください。

その他の部署再編や新庁舎に関する詳細は、広報ぎふ(令和３年４月１日号)や岐阜市ホームページなどに掲載してありますので、そちらをご確認いただきますようお願いします。

野生鳥獣の感染症とその対策

岐阜県揖斐県事務所環境課

近年、日本では「豚熱（CSF）」や「高病原性鳥インフルエンザ」といった鳥獣に関する感染症が相次いで発生し、今年１月には岐阜県でも家きんの高病原性鳥インフルエンザ陽性が確認される事例が発生しました。このような感染症は、野生鳥獣だけでなく家きんにも感染が確認され、抑制が難しいうえ、農業被害における経済的損失が大きな社会問題になっています。

岐阜地域環境室及び各県事務所環境課では、廃棄物対策に関する業務のほか、野生鳥獣に関する業務を行っており、野生鳥獣に関する感染症拡大防止対策の一部も担っています。今回は、豚熱と高病原性鳥インフルエンザへの対応について紹介します。

１．豚熱（※以前の呼称は「豚コレラ」）

豚熱は、豚とイノシシの伝染病で、人に感染することはありません。国内では、平成30年９月９日に岐阜県の養豚場で発生して以降、飼育されている豚だけでなく野生のイノシシにも広く感染が確認されています。

岐阜県では、野生のイノシシに対しても豚熱に感染しているかどうかの検査を行ってきましたが、今までに34市町村の広い範囲で陽性の結果が出ています。

表１　これまでの岐阜県内野生イノシシ感染確認結果の実施状況（～令和３年２月18日）

	陽　性	陰　性	計
捕獲個体	846頭	3,832頭	4,678頭
死亡個体	363頭	136頭	499頭
計	1,209頭	3,968頭	5,177頭

こうした状況を踏まえ、岐阜県では主に次のように野生イノシシへの感染防止対策を行っています。

○ワクチン散布

野生イノシシに豚熱の経口ワクチンを散布し、ウイルスに対する抗体を保有させることで、野生イノシシ間での感染拡大を防ぐ狙いがあります。

○狩猟規制

狩猟によってウイルスが運搬されるなどして感染が拡大することを防ぐために、平成30年度から狩猟の規制を行いました。昨年度は全県下で銃・わなによる狩猟を禁止し、今年度は法的な規制こそありませんが、狩猟時の消毒を徹底するようお願いしています。

○登山道等入口への石灰帯の設置

登山者等が入山してウイルスの運搬をしないように、登山道等の入口に靴を消毒するための石

灰帯を設けています。

２．高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは、国内では秋から春にかけて流行することがあり、その発生には渡り鳥等の野鳥によるウイルスの運搬が関与しているといわれています。今年度は全国的に野鳥、家きんともに多くの感染が確認され、岐阜県では１月２日に美濃加茂市の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの陽性が確認され、殺処分をはじめとする防疫措置が行われました。

こうした状況を踏まえ、岐阜県では主に次のように野鳥への対応を行っています。

○野鳥の監視

野鳥の異常をいち早く認識するために、各圏域で野鳥が多く集まる地点を選定し、野鳥の死亡や異常行動について定期的に監視を行っています。揖斐県事務所環境課では管内の９地点を監視地点としています。野鳥、家きんに感染が確認された場合、確認地点から半径10km域内が野鳥監視重点区域に設定され(30日間)、その区域内では毎日野鳥の監視を行い、関係機関との情報共有に努めています。

○死亡野鳥発見時の感染確認検査

死亡野鳥に関する情報を収集し、感染が疑われる死亡個体については、検査を行います。渡り鳥や大型の野鳥は感染の可能性が高いと考えられています。また、こうした種でなくとも、同じ場所で大量死が確認された場合については、感染の可能性が高いと考えられています。

野鳥監視状況

○養鶏場近くのため池での対策

ため池には、渡り鳥等の野鳥が多く飛来するため、ため池が媒介となってウイルスが拡散しないように、様々な対策を行っています。具体的には、落水(野鳥が飛来しないように池を抜く)、鳥よけ対策、周辺の消毒、巡回監視を実施しています。また、ため池を訪れる人からウイルスが拡散しないように、周辺の遊歩道に注意喚起看板を設置したり、消毒帯を設置したりしています。

また、高病原性鳥インフルエンザは、野鳥との通常の接触では人に感染しないといわれていますが、もし野鳥やその糞便に直接触れた場合には、手洗いうがいを徹底していただくようにお願いします。

最後になりましたが、こうした感染防止対策に協力していただいている皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

参考：環境省(2019)　野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

シ　リ　ー　ズ

わがまちの環境保全と対策

「資源を無駄なく使う持続可能なまち」を目指して

関市長　尾　関　健　治

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに協会員の皆様におかれましては、日々の産業廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対して、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。また、平成30年７月の豪雨災害の発生に際しましては、心温まるご芳志を賜り、深く感謝申し上げます。

関市は、日本の人口重心地を持ち、東海北陸自動車道、東海環状自動車道が結節する日本の真ん中に位置し、鎌倉時代より、名刀「関の孫六」に代表される刀鍛冶の地としてその名を知られ、その技術を今に伝えて優れた刃物製品を生産する「日本一の刃物のまち」です。

また、「日本の名水百選」に選ばれた長良川での古式ゆかしい「小瀬鵜飼」や、昨年は新型コロナウイルスの影響によりオンラインでの開催となりましたが、毎年10月に開かれる「刃物まつり」など、全国から多くの観光客が訪れます。長良川・小瀬河畔で繰り広げられる古式漁法「小瀬鵜飼」は国指定重要無形民俗文化財に指定されているとともに、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されております。

関市は「関市環境基本計画」において、自然、産業、伝統文化が、いずれかが突出することなく調和がとれ、人々が心豊かに暮らすことのできる快適な環境「自然と産業と伝統文化の調和した心豊かなまち せき」を、環境の将来の姿として目指しています。特に廃棄物に関する目標として「資源を無駄なく使う持続可能なまち」が示されており、それを「ごみ処理基本計画」の基本理念とした、「第２次関市一般廃棄物処理基本計画」を令和３年３月に策定しました。「ごみ処理基本計画」では「廃棄物の発生抑制」「廃棄物の再使用・再生利用」「廃棄物の適正な処理」「基本的なごみ処理体制の構築」を基本指針とし、これまでの資源を浪費する時代から、限りある資源を循環利用するとともに、再生可能なエネルギーを活用し、ライフスタイルの変革により持続可能な社会を築くための施策を掲げています。

「資源を無駄なく使う持続可能なまち」を実現するため、市民・事業者・市の一人ひとりが「誰か」でなく、「自分の」問題としてごみを捉え、「ごみにしない」ために何ができるかを考え、捨てなければならないものは「資源」に変え、どうしても「ごみ」になるものについては環境の負荷を軽減する方法で適正に処理することを目指していきます。

最後に、今後とも廃棄物行政にご理解とご協力をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます。

全国産業資源循環連合会の「第２次労働災害防止計画」の取り組みに呼応して、当協会も同様に取り組みを行うこととし、令和２年度第５回理事会において下記のとおり「令和３年度労働災害防止計画」が可決承認されました。

岐阜県産業環境保全協会における令和３年度労働災害防止計画

1.はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては令和２年度からの３年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第２次労働災害防止計画（以下、「第２次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和４年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、岐阜県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2.目標

⑴　令和４年の死亡者数をゼロにする。

⑵　令和４年の休業４日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

（平成24～26年の平均15人→令和４年12人以下に）

3.重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

4.令和３年度活動目標

2.の「目標」を達成するために令和３年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

⑴　会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、５％以上増加させる。

（令和２年度232※1社→令和３年度244社以上に）

⑵　安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して、５％以増加させる。

（令和２年度58※1社→令和３年度61社以上に）

⑶　協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、５％以上増加さ

せる。
（令和２年度201※1社→令和３年度212社以上に）

⑷　連合会が提供している支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、５％以上増加させる。
（令和２年度115※1社→令和３年度121社以上に）

⑸　法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して、５％以上増加させる。
（令和２年度171※1社→令和３年度180社以上に）

⑹　協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を前年度に比して、５％以上増加させる。
（令和２年度85※2社(人)→令和３年度90社(人)以上に）

⑺　安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、５％以上増加させる。
（令和２年度147※1社→令和３年度155社以上に）

⑻　ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、５％以上増加させる。
（令和２年度140※1社→令和３年度147社以上に）

⑼　リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、５％以上増加させる。
（令和２年度95※1社→令和３年度100社以上に）

※1前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値
※2前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値
または令和２年度に開催した安全衛生研修会の参加企業数、参加人数

5.令和３年度活動目標を達成するための当協会における取り組み
4.(1)～(9)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。
〈重点実施事項〉
⑴　会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
①　会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
②　会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
③　研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。

④　青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。

⑵　会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
①　研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
②　研修会において、連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、使い方を説明する。
③　「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。

⑶　協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。
①　当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
②　理事長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
③　労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。

⑷　連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
①　連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
②　ホームページに連合会安全衛生サイト（https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety）へのリンクを張る。
③　総会、理事会、青年部等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
④　研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

⑸　会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
①　労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
②　連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
③　連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

⑹　安全衛生研修会の参加者増加を図る。

① 定期刊行している会報誌とメール・ＦＡＸで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事等を通じ電話による呼びかけを行う。
② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
④ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。

(7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
② 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
③ 会員企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
● 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
● 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html)
③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
● 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
● 連合会 安全衛生サイト
(https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety)

<(一社)岐阜県産業環境保全協会>

○理事会の開催

「第５回理事会」

令和２年度第５回理事会が、令和３年２月16日(火)に「ホテルグランヴェール岐山」で開催されました。

最初に報告事項として次の事が報告されました。

⑴　会議等報告

- (公社)全国産業資源循環連合会令和２年度第２回全国正会員事務局責任者会議(Web会議)
- (公社)全国産業資源循環連合会中部地域協議会令和２年度第３回専務理事会議(Web会議)

⑵　委員会等報告

- 総務委員会
  岐阜県・岐阜市と(一社)岐阜県産業環境保全協会との行政懇談会の開催結果について
- 研修指導委員会
  (一社)岐阜県建設業協会と(一社)岐阜県産業環境保全協会との意見交換会の開催結果について
- 広報編集委員会
  協会報「ぎふ環境保全」第125号の発行について
  協会報「ぎふ環境保全」第126号の発行方針について

⑶　青年部会動向について

- 第５回、第６回役員会議(12月17日、１月13日)開催結果について

続いて次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

第１号議案　令和３年度事業計画(案)について
第２号議案　令和３年度予算(案)について
第３号議案　令和３年度労働災害防止計画について
第４号議案　令和３年度優良会員等理事長表彰の被表彰者の選考について
第５号議案　新規加入会員の承認について
第６号議案　第10回定時総会の開催について

次に、その他として、「12月末における会計収支」について報告されました。

なお、「会員の状況」については第５議案に併せて報告されました。

第５回理事会

○総務委員会の活動

- 岐阜県・岐阜市と(一社)岐阜県産業環境保全協会との行政懇談会
  令和２年12月16日(水)16時30分からホテルグランヴェール岐山３階鳳凰の間で開催しました。
  懇談会の懇談内容は会報第125号に記載しました。

○研修指導委員会の活動

• (一社)岐阜県建設業協会と(一社)岐阜県産業環境保全協会との意見交換会
令和２年12月21日(月)13時から岐阜市のサイレイラ岐阜２階　特別会議室で建設業協会前田土木委員長ほか９名、当協会から山田研修指導委員ほか９名が出席し、「マニフェスト制度について」と「災害時の災害廃棄物処理について」の２つのテーマについて下記の意見交換を行いました。

(1)　マニフェスト制度について

当協会より
- マニフェスト交付の現状について
- 排出事業者の義務と責任について
- 電子マニフェスト化への対応について
- 違反事例について
- 建設業協会主催でマニフェスト制度の勉強会の開催について

山田輝幸委員長

建設業協会より
- 電子マニフェストの加入状況について
- 公共事業における処分施設の取扱いの現状について
- 公共工事における処理施設確認の取扱いについて

(2)　災害時の災害廃棄物処理について

当協会より
- 災害廃棄物処理への対応実績について
- 岐阜県・岐阜市との協定について
- 建設業協会との連携について
- 災害廃棄物の取扱いについて
- 建設業協会から災害廃棄物処理のルール作りを県や市町村に対して助言を行うことについて

木村順一副理事長

建設業協会より
- 災害廃棄物(一般廃棄物)の取扱いについて
- 災害現場の復旧活動で災害廃棄物の問題点について

前田　守廣建設業協会土木委員長より「環境保全協会の皆さんの意見を聞きながら是正すべきことがあれば是正していきたいと思います。

災害廃棄物処理についても今後も意見をお聞きし、建設業協会から岐阜県等に提案ができると思います。これをご縁に交流をして相互の協力体制が少しずつでも良くなっていくと期待しています。」と挨拶をいただきました。

前田　守廣土木委員長

法令研修会

・法令研修会

令和３年２月16日(火)15時からホテルグランヴェール岐山５階孔雀の間で、「廃棄物処理法について」と題して、岐阜県廃棄物対策課の三好技術主査から下記の４項目について講義をしていただきました。

1)　産業廃棄物処理事業振興財団による優良認定に係る適合証明書の作成について

2)　廃棄物処理法に係る申請書等の押印の廃止について

3)　新型コロナウイルスの感染拡大における許可申請等の取扱いについて

4)　廃プラスチック類等の処理の円滑化等について

なお、今回は新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため協会初となるリモート研修会としました。

会員の皆様には、事前にメールにより申込みいただき、当日は各職場等で受講していただきました。

‹(公社)全国産業資源循環連合会›

○令和２年度第２回全国正会員事務局責任者会議(Web会議)

令和３年２月５日(金)新型コロナウイルス感染拡大予防のためWeb会議で開催され「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案の承認及び制定に向けた今後の進め方について」や「令和３年度の事業計画の考え方について」等を協議しました。この会議には細江事務局長がリモートで出席をしました。

‹中部地域協議会›

○令和２年度第３回専務理事会議(Web会議)

令和３年２月10日(水)新型コロナウイルス感染拡大予防のためWeb会議で開催され、「令和３年度中部地域協議会事業計画(案)について」や「令和３年度中部地域協議会予算(案)について」等を協議しました。この会議には大坪専務理事がリモートで出席をしました。

○令和２年度第２回全体会議(Web会議)

令和３年３月４日(木)に、新型コロナウイルス感染拡大予防のためWeb会議で開催され、「令和３年度中部地域協議会事業計画(案)について」、「令和２年度中部地域協議会収支決算見込みについて」及び「令和３年度中部地域協議会収支予算(案)について」等を協議し、承認されました。

当協会からは、澤田理事長、丹羽副理事長、木村順一副理事長(代理)、石原副理事長、大坪専務理事、細江事務局長がリモートで出席をしました。

<その他>

長きにわたり当協会の運営にご尽力され、令和２年６月24日をもって退任されました、粥川長司前理事長、河野勝二前理事、髙井勝由前理事の３名の方に感謝状及び記念品を贈呈しました。

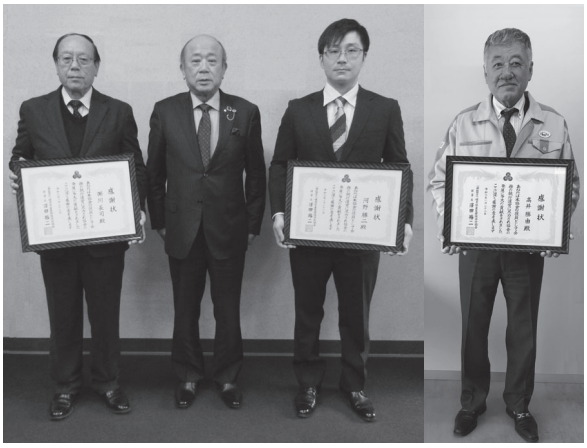

左から粥川前理事長、澤田理事長、
河野前理事(代理河野高康氏)、髙井前理事

新規加入会員の紹介

加 入 日	会員名 代表者職氏名	住所 電話番号	会員区分
10 月 14 日	株 式 会 社　成紀 代表取締役　井　田　康　雄	〒 370-0069 群馬県高崎市飯塚町 1115-2 ☎ 027-384-8567	賛助会員
3 月 1 日	日本水機工　株式会社 代表取締役　綾　城　光　男	〒 500-8356 岐阜市六条江東 2-8-8 エムステイト 105 号 ☎ 058-214-2925	正 会 員
4 月 1 日	株 式 会 社　りゅういき 代表取締役社長　井　戸　稔	〒 509-0126 各務原市鵜沼東町 3-175-2 ☎ 058-201-7681	正 会 員

会員数の状況

正　　会　　員	２８２
賛　助　会　員	６０
特　別　会　員	３
合　　計	３４５

(令和３年４月１日現在)

岐阜県及び岐阜市の令和３年４月１日付で行われた、人事異動をお知らせします。

岐阜県の人事異動（関係分）

◇環境生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	内木　禎	副教育長	西垣　功朗	会計管理者

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
不法投棄監視監	川田　裕司	消防課救急支援監	中垣内辰也	商工政策課亜炭鉱廃坑対策室長
（管理調整係）				
主任	小林　英恵	都市政策課地域計画係主事	杉下　美幸	畜産研究所（関市駐在）係長
（資源循環推進係）				
係長	上野　哲治	県民生活課事業者指導係長	高橋　祐二	技術検査課建設業係長
	不　補　充		田中　維摩	畜産振興課主事
（一般廃棄物係）				
係長	川上　訓徳	薬務水道課毒劇物・水道係長	伊藤　明	薬務水道課技術課長補佐兼薬事麻薬係長兼毒劇物・水道係長
主査	尾関　有香	税務課自動車・事業者税係主査	若井　憲彰	都市公園課主査
技術主査	坂井田弥希	昇任	－	－
（産業廃棄物係）				
係長	神谷　武志	昇任	－	－
（監視指導係）				
	不　補　充		渡邊可志人	岐阜県警察
技術課長補佐（再任用）	馬淵　保	岐阜地域福祉事務所地域福祉第二係技術課長補佐	大野　藤逸	退職
主査（併任）	吉田　雅行	岐阜県警察	－	－
主査（併任）	尾本　常義	岐阜県警察	田口　恭平	岐阜県警察
主任技師	加藤　悠也	環境管理課土壌環境係主任技師	小林　融	揖斐県事務所技術主査

岐阜市人事異動（関係分）

◇環境部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	長屋　敏樹	市民生活部長	浅野　裕之	市民協働推進部長
次長兼 環境政策課長	國島　徹也	岐阜羽島衛生施設組合	堀内　威宏	市長公室次長兼秘書課長

◇産業廃棄物指導課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
主任	稲垣　智彦	低炭素・資源循環課	二村　英司	環境保全課
主任	西澤　基広	環境保全課	河井　幸夫	環境保全課

お　知　ら　せ

2021年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」試験日程について

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

2021年度の講習会は、2020年度に引き続き、事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける２段階形式により行われます。

岐阜会場の試験日程は、次のとおりです。

課　程	期　日	時　間	定員
新規　産業廃棄物 収集運搬課程	2021 年 9 月 8 日（水）	受付開始　9：20 試験開始　9：50	56 人
	2021 年 9 月 8 日（水）	受付開始　13：00 試験開始　13：30	56 人
更新　産廃又は特管 産廃　収集運搬課程	2021 年 7 月 21 日（水）	受付開始　13：00 試験開始　13：30	56 人
	2021 年 9 月 9 日（木）	受付開始　13：00 試験開始　13：30	56 人
	2021 年 12 月 3 日（金）	受付開始　9：20 試験開始　9：50	56 人
	2021 年 12 月 3 日（金）	受付開始　13：00 試験開始　13：30	56 人
特別管理産業廃棄物 管理責任者	2021 年 7 月 21 日（水）	受付開始　9：20 試験開始　9：50	56 人
	2021 年 9 月 9 日（木）	受付開始　9：20 試験開始　9：50	56 人

*会場　OKBふれあい会館（第１棟３階 302）岐阜市薮田南５-14－53

申込受付開始　　2021年４月１日（木）９時から

申込方法は、Webのみとなります。書面（受講の手引き）を使った郵送による申込みはできません。

講習会実施機関の（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのWebから申込みください。

Web申込みでは、本人確認用の顔写真（画像ファイル）の登録が必要です。（Web申込みを行うパソコンに、あらかじめ画像ファイルを保存しておきます。）

お申込み前に、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターWEBをご覧いただき、顔写真（画像ファイル）をご準備いただくとお申込みがスムーズです。

実施機関　公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）

https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html

‹電子マニフェストシステム（愛称：JWNET）の加入申込み›
── 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ──

※　改正廃棄物処理法が、平成29年６月９日に成立し、６月16日に公布されました。この改正により、多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置している者として環境省令で定める者（前々年度に50t以上の特別管理産業廃棄物を排出した事業所）が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、電子マニフェストの登録を行わなければならないこととなりました。

なお、義務化は、令和２年４月１日から施行されました。（改正廃棄物処理法第12条の５、同法附則第１条第２号、廃棄物処理法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令第１条）

この機会に、電子マニフェストの導入を是非ご検討ください。

1 申込み方法

（公財）日本産業廃棄物処理振興センターホームページのWeb申込フォームから申込みしてください。

2 利用料金

(1)　排出事業者

利用区分	A 料金	B 料金	少量排出事業者団体加入料金（C 料金）
基　本　料（１年間）	26,400円	1,980円	不　要
使　用　料（登録情報1件につき）	11円	（90件まで無料）22円	22円
利用区分の目安となる年間登録件数	2,401件以上	2,400件以下	――

排出事業者の加入単位　排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など

(2)　収集運搬業者
(3)　処　分　業　者

利用区分	(2)収集運搬業者	(3) 処　分　業　者		
		処分報告機能のみ※1	処分報告機能+２次登録機能※2	
			A 料金	B 料金
基　本　料（１年間）	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使　用　料（登録情報1件につき）	――	――	11円	（90件まで無料）22円
利用区分の目安となる年間登録件数	――	――	1,381件以上	1,380件以下

※１　処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
※２　上記１の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（２次マニフェスト登録）する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位
業者単位で加入、１業者の複数加入も可能

処分業者の加入単位
処分事業場単位（同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、１事業場とすることも可能）

3 問い合わせ先

（公財）日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/

JWNETサポートセンター

在宅勤務を実施しているため、電話が大変つながりにくくなっております。
▼電話サポート　対応時間
【平日９：00～12：00、13：00～16：00】

電話：0800-800-9023
（フリーアクセス、通話料無料）

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

令和３年３月23日現在

加　入　区　分	加　入　者　数
排　出　事　業　者	５，２３５
収　集　運　搬　業　者	３７７
処　分　業　者	１７１
合　　計	５，８０１

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業資源循環連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

FAX　058-272-6764

購入後のマニフェスト返品・交換は行っておりません。よくお確かめのうえ、申込ください。

購入方法　ご希望の購入方法に印をつけてください。（無記入の場合は、発送します。）

□　**発送　（翌日営業日に発送します。協会行事等で発送が遅れる場合もございますので、予めご了承ください。）**

□　**協会窓口で現金購入　　来所予定日　　月　　日　AM・PM・未定**

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

（単票１箱＝100セット入、連続票１ケース＝500セット入）

管理票（マニフェスト）の種類		単価(円)消費税込	数　量
産業廃棄物管理票【直行用】７枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単　票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】８枚綴り 公益社団法人全国産業資源循環連合会 発行	単　票	2,600	箱
	連続票	13,000	ケース
建設系廃棄物マニフェスト　７枚綴り 建設六団体副産物対策協議会 発行	単　票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※（公社）全国産業資源循環連合会　平成３０年４月１日改称　（旧（公社）全国産業廃棄物連合会）

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業資源循環連合会発行）【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A４版　46ページ 1冊 330円（実費）	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A４版　36ページ 1冊 170円（実費）	冊

申　込　日	令和　　年　　月　　日	発送の場合　土曜日に荷物の受取	可・否
住　　所	〒　　－		
会　社　名	フリガナ		
代表者氏名又は取扱責任者氏名	（フルネームが必要です）		
電話番号		ＦＡＸ番号	

事務局使用欄

払込No.	確認日
No.＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿	No.＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会　TEL058-272-9293　　2019.10

お　知　ら　せ

○保全協Newsについて

令和３年１月25日（第207号）、令和３年３月23日（第208号）で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

（第207号）

1　押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について
2　小泉環境大臣からのレターについて
3　令和３年１月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について
4　押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令の施行について
5　「石綿総合情報ポータルサイト」のお知らせ及びリーフレットの送付について

（第208号）

1　2021年度講習会試験日程について
2　令和３年度産業廃棄物処理実務者研修会（春期）開催のご案内について

事務局からのお願い

※会員各位

○社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
○ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
○電子マニフェストに加入された場合は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター発行の電子マニフェスト加入証の写しを事務局へ送付ください。

※正会員（処理業者）各位

○許可証の内容に変更が生じた場合は、該当する許可証の写しを速やかに事務局へ送付ください。
○許可更新後に許可証の写しを事務局へ送付ください。

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年４回)及び「協会要覧」(年１回)を発行しており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に留まるほか、平成23年度からは協会ホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになっており、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金(消費税込み)は下記のようになっています。

掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲　載　面	印刷形態	１回の料金（　）は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ　ラ　ー	30,000円（40,000円）
	モ ノ ク ロ	20,000円（30,000円）
裏　表　紙	カラーのみ	40,000円（50,000円）
本　文　中	カ　ラ　ー	30,000円（40,000円）
	モ ノ ク ロ	10,000円（20,000円）

注　１　１／２ページの掲載の場合は上記料金の半額です。（広告原稿は広告主負担）

２　４回連載で申込みの場合は、10％の割引となります。

３　表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在受け付けておりません。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長　石　田　謙　治
副委員長　小　塚　将　樹
石　原　幸　喜　　河　原　三　次　　長谷川　光　彦　　濱　岡　直　彦
伏　見　典　郎　　藤　沢　　茂

編　集　後　記

今回の編集後記を担当させていただく岐阜県産直住宅協会所属の藤沢と申します。平成31年４月15日発行の118号の編集後記も書かせていただき、所属のことも紹介させていただきました。さて、私の本籍所属ともいえる岐阜県木材協同組合連合会の副会長を務めさせていただいていますので、今回は岐阜県の木材業界のお話をさせていただきます。

木材業界として、当協会とは産業廃棄物の「木くず」が一番関係している状況であります。

岐阜県は、日本の中央に位置して、「ぎふは木の国・山の国」と言われ、”岐阜県民の歌”の歌詞にもこの字句が使われています。岐阜県における林業面の状況は、森林面瀬は県土の81％を占め、約86万haで全国２位の状況です。民有林面積はそのうち約68万haで人工林率は45％（全国23位）ほどです。素材生産においては、全国知名度がある原木「東濃桧」を産出し、全国的にも桧の素材生産は多いほうです。

また、木材産業面の状況は、製材工場数が全国一の212工場あり、JAS製材工場数も全国有数の状況にあります。ただ、小規模零細な製材工場が多い状況です。昭和40年代に、「東濃桧」柱製材品で徐々に”製品銘柄の地位”を確保して、林業面とも連携しながらブランド化いわゆる「産地銘柄化」を推進している状況です。

今や木材産業振興の要は、「木材利用拡大・推進」であり、岐阜県木連は一級建築士設計事務所も併設しており、木材需要の過半を占める住宅・建築分野に積極的に進出しています。その一例が、県産桧ムク材で構成した木造平行弦トラスの「柱いらずハリーさん」です。このほか、「火ばり」や「ひのきんぐ」の木質建材商品の開発・流通・販売です。

また、 大型木造・木質建築物への木材納入についてですが、岐阜県木連参加の会員が共同して納材した建築物の代表的なものが、岐阜市立新図書館”ぎふメディアコスモス”の屋根工事です。製品材積800㎥（KD製品材積1,200㎥ 、原木材積2,500㎥）程のラミナ材（仕上げ寸法:巾12cm×厚さ２cm×長さ12m）と、この間に挟みこむパッキング木材とで高さ40cm程まで交互に積層した構造部材で、屋根を造る工事の納材です。岐阜県の小規模なJAS製材工場がまさに共同して納材実績を成し遂げたものです。

本年３月で11年勤めた岐阜県木材協同組合連合会を退職いたしました。保全協会の皆様にも何かとお世話になり、ありがとうございました。

記　藤沢　茂

令和３年４月１５日発行　　第１２６号
編集発行　一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長　澤　田　裕　二
〒500−8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館１階
TEL〈058〉２７２−９２９３　FAX〈058〉２７２−６７６４
http://www.gifu-hozen.jp
E-mail info@gifu-hozen.jp
印　刷　共　和　印　刷　株　式　会　社

協会のシンボルマーク

令和3年度（春期）

産業廃棄物処理実務者研修会
～オンライン学習～

＜研修会の目的＞
産業廃棄物を取り扱う方々（排出事業者を含む）の実務に必要な幅広い知識の習得と再確認

今年はオンラインで個人学習！
職場で自宅で、好きな時間に自分のペースで！

※ 産業廃棄物処理実務者研修会テキストも別途販売しています

申込受付開始！

	第1期	第2期	第3期
申込受付期間	3月23日～4月15日 済	4月22日～5月18日	5月27日～6月22日
受講期間	4月20日～5月19日	5月25日～6月24日	6月29日～7月28日

カリキュラム（全4講座）

① 産業廃棄物処理の基礎（第1章～第8章）
（廃棄物処理法、排出事業者の責務、保管基準や処理基準 など）
② 産業廃棄物の委託処理と委託契約
③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）　④ 帳簿

各章の構成

個人学習に最適な「復習（補習）」や「確認テスト」がメインの研修会です！

（各章ごとに、STEP1～STEP3で構成）

STEP1 講義視聴 要点がわかりやすい！
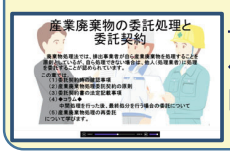

ナレーション付きのスライドショー

STEP2 復習（補習） 重要語句の暗記に最適！

クリックではがれる付箋機能を搭載

STEP3 確認テスト 理解度の把握に最適！
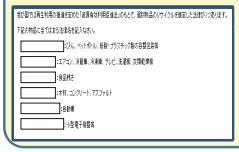
選択式問題や記述式問題を用意

全問正解で次の章へ

受講料

1名につき **8,250円**（税込、通信費等は利用者負担）

詳細／申込方法

お申込みは、専用のポータルサイトより受付

産廃　実務者研修　検索

https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/training/

お問合せ

公益社団法人
全国産業資源循環連合会
事業部　実務者研修会担当
E-mail: ability-as@zensanpairen.or.jp
●営業時間／月～金　9:00～17:00
●定休日／土日・祝日

2021.03

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future

HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
斫木村（はつりきむら）

■本　社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004

エコアクション21
認証・登録番号 0009896

岐阜県
優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献

タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県
福井県、京都府、大阪府、奈良県　公認）

許 可 品 目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積 替 保 管

（岐阜市）

許 可 品 目

燃え殻、汚泥、廃油

特別管理産業廃棄物収集運搬業

（岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県　公認）

許 可 品 目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

（焼却、中和）

許 可 品 目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

（焼却、破砕、切断、脱水、中和）

許 可 品 目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

**産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい**

産業廃棄物総合焼却処理工場

〒501−1183
岐阜県岐阜市則松1469番地の3
TEL（058）239−9931
FAX（058）239−9828
E-Mail　takaisho@sweet.ocn.ne.jp
URL　http://www.takai-shoji.jp/

企　業　理　念

“安全で安心”循環型社会の創造は
私たちの使命です

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境（環境アセスメント）の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。

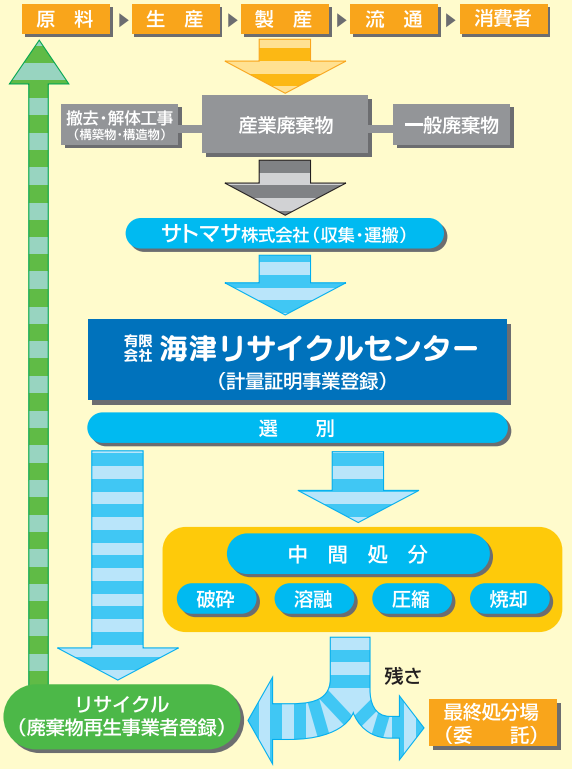

〈加盟団体〉サトマサグループ

（一社）愛知県産業資源循環協会
（一社）岐阜県産業環境保全協会
（一社）三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643　岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103　Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045　愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103　Fax.0567-26-4843

http://www.satomasa.co.jp　E-mail : info@satomasa.co.jp